

中高層の共同住宅における備蓄場所設置要綱

平成21年10月1日 制 定

令和4年4月27日 一部改正

令和4年11月28日 一部改正

令和8年7月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区震災対策総合条例（平成8年渋谷区条例第19号）第31条第2項並びに渋谷区震災対策総合条例施行規則（平成8年渋谷区規則第23号）第13条の2及び第13条の3の規定に基づき、渋谷区内で建設される中高層の共同住宅における備蓄場所の規模、報告その他必要な事項を定めるものとする。

(備蓄場所の規模)

第2条 備蓄場所の規模は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 備蓄場所の面積は、合計1平方メートル以上とする。ただし、6階以上における戸数が10戸を超える場合は、その10戸を超えた部分の1住戸につき、当該面積に0.1平方メートル（床面積が40平方メートル以下の単身者住戸にあつては、0.025平方メートル以上）を加算した面積とする。
- (2) 備蓄場所の容積は、合計2立方メートル以上とし、備蓄場所内における各部屋の空間の高さは、2メートル以上とする。ただし、必要備蓄容積を確保できる場合は、1.5メートル以上とすることができる。
- (3) 備蓄場所は、備蓄品の収納及び搬出が容易な仕様とする。

(報告の時期)

第3条 中高層の共同住宅を新築する者及びその所有者は、次に掲げる手続のうち、いずれか最初に行う手続を開始する前に、備蓄場所の設置について、あらかじめ区長に対し、備蓄場所設置報告書（別記第1号様式）により報告するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、第32条、第43条第1項、第53条第1項及び第65条第1項の規定による許可等の申請又は協議の申出
- (2) 渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和54年渋谷区条例第15号）第5条第2項の規定による標識設置の届出
- (3) 東京都中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号）第5条第2項の規定による標識設置の届出
- (4) 渋谷区ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成14年渋谷区条例第31号）第6条第1項及び第2項の規定による建築計画の届出

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めて指定するもの

(確認書の交付等)

第4条 区長は、前項の報告があった備蓄場所の設置について、面積、容積、設置階数等を審査し、備蓄場所設置確認書（別記第2号様式）を交付するものとする。

2 中高層の共同住宅を新築する者及びその所有者は、確認書が交付された中高層の共同住宅の備蓄場所について、完成後の写真を区長に提出する。

(立入り調査等)

第5条 区長は、この要綱の施行に必要な限度において、職員に建築中又は完成後の当該共同住宅に立入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の調査において、備蓄場所に不備等が確認できた場合には、中高層の共同住宅の所有者又は管理者に対し改善を申し入れることができる。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、危機管理対策部長が定める。

附 則（平成21年10月1日区長決裁）

この要綱は、平成21年10月1日から適用する。

附 則（令和4年4月27日区長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月28日区長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和8年6月 日部長決裁）

この要綱は、令和8年7月1日から適用する。